

令和8年度予算編成留意事項

令和8年度の予算は、村長の示した「予算編成に対する基本的な考え方」によるほか、細部については村財政の効率的な運営を図るため、次の事項に留意し編成するものとする。

1. 基本方針

不安定な中東情勢、米国の関税政策、物価高騰等による不透明な経済情勢、また国におけるガソリン税暫定税率の廃止や消費税減税の動きがあるなか、税収減に加え、光熱費等の経常経費、工事費などの価格増による厳しい財政状況が見込まれている。また統合小学校建設も控えているため、財源確保に最大限努力するとともに、社会経済情勢の動向、過去の実績を精査分析し、国・県の施策や制度改正および新規補助事業等に留意した的確な額を見込むこと。さらには「今後10年間の財政見通し」も踏まえ、事務事業全般について改めて根底から見直し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意工夫し、経費の節減合理化を図った予算編成を行うものとする。

予算要求にあたっては、明確な目的や効果検証に基づいた予算要求をすることとし、継続的な事業であっても確実な検証による事業廃止を伴う見直しを図ること。

2. 島入に関する事項

島入の見積もりについては、法令等その他根拠及び積算の基礎を明確にし、その算定に当たっては、対象、数量及び補助率等を十分に検討するとともに、過去の実績等も勘案し、適正な財源の確保に努めること。なお、過大見積もりとならないよう慎重に積算すること。

(1) 村税

村税は財政運営の根幹をなすものであるから、見積もりにあたっては、景気や経済情勢の推移及び税政改正の動向を的確に反映し、課税客体の正確な捕捉と適正な課税に努めるとともに、村内産業等の状況を勘案した見込み額を計上すること。

引き続き適正な賦課、徴収に努めるとともに、滞納者に対し、毅然とした態度で臨み、徴収率の目標設定等により、税負担の公平性を確保すること。

(2) 国・県支出金

国・県の予算編成の状況、制度改正、一般財源化等の動向に留意す

るとともに、情報収集を積極的に行うなど、対象経費、補助（負担）率、基準単価等を的確に把握し、過大とならないよう確実な額で見積ること。補助金の対象となる事業を村単独事業としないよう関係機関との連絡を密にすること。

(3) 分担金及び負担金、使用料及び手数料

特定事業の経費に充てるため、その受益の範囲内で徴収するものであり、法令等にも十分留意し公平性を欠くことのないよう適正な負担を求めるとともに、減免措置を講じる場合は、明確な基準に基づくなど適正に見積ること。

また、使用料等においては、物価高騰も鑑み、住民負担の公平性から料金見直しを検討の上、村民サービスや利用率の向上を図ること。

未収金については、徴収努力を最大限行うなど、その解消に努めること。

(4) その他の収入

額の多少に限らず、貴重な財源という認識のもと極力把握し、その確保に努めること。

3. 歳出に関する事項

全体として、国として取り組んでいる「構造的賃上げ」実現のためには資材価格や労務価格等について、実勢を踏まえた適正な転嫁をした予算要求としつつ、事務事業全般について改めて根底から見直しを行うこと。

(1) 人件費関係（報酬、給料、職員手当等）

業務量を見直したうえで、業務量に見合った配置要求となっているかを精査し、人件費の総額抑制に努めること。会計年度任用職員制度の詳細については総務課給与担当に確認すること。

(2) 扶助費関係

国・県の制度改革の内容を十分把握し、的確な見込みを行うこと。なお、近年増大傾向にあることを踏まえ、村単独の事業については、対象者の要件等細部にわたって徹底した見直しを行い、削減に努めること。

(3) 物件費関係

（報償物品、旅費、需用費、役務費（保険料を除く）、委託料、使用賃借料、備品購入費等）

物件費等の一般的な行政経費は、過去の実績によることなく、事務

事業の内容を再検討し、マイナスシーリングで徹底した節減を図り、縮減すること。

光熱水費については、物価高騰による影響をふまえ、適切に見積もること。

手数料については、山梨中央銀行による納付書取扱手数料及び振込手数料、振込訂正・組戻手数料について、過去の実績等を考慮し必要な予算を要求すること。また、今後手数料が削減出来るような方策の検討を進めること（職員給与特別徴収税額納付方法のエルタックス対応、振込用紙ではなくFDの利用等）。

委託料については、本年度の執行状況を踏まえながら、さらなる業務の見直しを図り、必要最小限の委託内容とするなど、効率化に努めること。

特に施設の維持管理的経費等については、業務の一括委託等を検討し、経費の削減および事務の軽減を図るよう努めること。

また、備品等については、購入の必要性、数量、時期等を考慮し要求すること。

(4) 維持補修費関係

施設の現状を把握し、緊急度等を十分精査・検討し、適正な額を要求すること。各施設の所管課においては、公共施設個別管理計画で用いた、老朽化簡易診断問診票を活用し、必ず補修箇所の点検等を行い、施設の現況を十分確認したうえで、補修計画を作成し、緊急性のある補修箇所から優先順位を整理の上、要求すること。また、施設の利用状況を踏まえ、統合・集約化・閉鎖についても具体的に検討すること。

(5) 投資的経費関係（工事費、測量設計費、大型備品（100万以上））

国・県支出金の動向に十分留意し、その事業効果や緊急性、公共性、投資効果、継続事業においてはその規模等を明確にした上で、後年度における財政負担についても検討し、真に必要な事業に限り要求すること。

施設の建設等で年次的に計画しているものについては、全体計画の説明を求めるので、資料等を準備し予算要求資料として提出すること。また、施設新設、更新に当たっては、同じような施設の統廃合、課を超えた施設の複合化、完成後の運営方法及び維持管理費細部にわたって検討すること。なお、要求に当たっては、本体工事のみならず、付帯工事費や初度調弁費等の所要額についても現場をしっかり踏査の上、もれなく要求すること。

また、工事や物件の買入れ、委託等については、入札なのか随意契約なのか検討したうえで予算要求すること。

(6) 補助費関係（報奨金、役務費（保険料のみ）、負担金、補助金、交付金、補償、補填及び賠償金、公課費等）

報償費については、「講師等の謝金等の支払基準に関する要綱」に基づき、単価等その妥当性を十分検討し予算を見積もること。ただし「地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号」に規定されるものの場合は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき日額12,000円以内とすること。

補助金のうち、財源に国・県支出金を充当しているものについては、さらに厳しい抑制が予想されるため、事業目的、補助率の投資効果を精査し、行政効果等を踏まえた縮小・廃止・統合なども検討すること。

村単独の補助金についても、補助内容が妥当であるか、補助の目的を達成しているか、村が助成すべきであるか再検討し、廃止・休止等も考慮すること。また、繰越金がある団体の運営費補助については、必ず見直しを図り、補助金の目的の明確化と効果の検証を十分に行うこと。

特に各種団体への補助については、団体から要望があったからというような安易な理由で予算要求するということが無いよう担当課で十分に精査してから予算要求すること。

(7) その他の経費関係

厳しい財政状況を理解し、緊急もしくは必要な経費のみとし、最大限の縮減に努めること。

4. 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計等についても、一般会計の予算編成に準じ、独立採算制という観点から、事業収入の確保はもちろん経営の効率化、合理化による経費の有効活用に努め、一般会計からの繰入金、補助金を最小限にとどめるよう留意すること。

5. 債務負担行為・継続費に関する事項

(1) 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであるため、その設定は慎重に行うこと。また、対象事業及び限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

なお、債務負担行為を設定しようとする場合は、事前に財政係と協議すること。

例 指定管理者協定締結

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間、公共施設の

管理について、指定管理者制度を導入する場合、指定管理者の選定を行い、指定管理者に対し後年度にわたり管理のための経費を支出する場合は、指定管理者の指定の議決と併せて、債務負担を令和8年度に設定（施設管理について基本協定締結、毎年度業務委託契約締結が必要）

（2）継続費に関する事項

継続費とは、複数年度にわたって執行しなければ、その目的が達成されない建設事業等について、予め期間、事業費総額及び年度毎の支出予定額を定め、これにより複数年度にわたって支出する経費のことをいうものである。

従って、複数年度分を一括契約しようとする建設事業は、原則「継続費」で予算計上することとしているため、より厳格な計画により事業費を精査する必要があることに留意し、設定が必要な場合は、事前に財政係と協議すること。

※継続費と債務負担行為は、「会計年度独立の原則」の例外として位置付けられ、複数年度での契約行為を可能とすることは同様であると考えられるがその大きな相違点は下記のとおりである。

事 項	債務負担行為	継続費
抜本的な相違点	将来の債務を負担する行為	将来の支出を約束するもの
期間の設定	次年度以降分を期間設定（期間の制限はなし）	当該年度を含め全期間の設定が必要（概ね5年以内）
総事業費 (限度額)の設定	次年度以降分の総額又は数値計上が困難な場合は文字での設定も可能	数値計上
年次割事業費	標記しない	標記する必要あり

6. その他

（1）歳入歳出とともに算出の根拠となる資料を必ず添付し、見積書については、二人以上から徴すること。特に金額が大きくなる物件費や投資的経費は複数人から見積書を徴することとする。

（2）新規事業については、別添（エクセルファイル）の新規事業概要入力シートに事業概要を入力し、予算システム入力期限までに提出すること。

（3）共通単価については、下記のとおりとする。

① 旅 費

旅費法の改正に伴い村条例も改正予定であるため、後日総務係から提示される条例規定に基づく予算要求とすること。

各種団体の研修への随行については、村としての必要性等を十分に検討し、必要最小限で積算すること。

②食糧費

職員分については、原則支出しないが、災害対応時等で、予期せずにその現場から離れることができない場合に供される分にのみ支出するものとする。

③燃料費（令和7年10月時点）

・ガソリン	166円／ℓ
・ハイオク	178円／ℓ
・軽油	151円／ℓ
・A重油	108円／ℓ (クリーンセンター)
・A重油	113円／ℓ (上記以外)
・白灯油	120円／ℓ (500ℓ 以上)
・白灯油	124円／ℓ (500ℓ 未満)
・LPGガス	395円／m ³
・バルク	390円／m ³

※上記価格には消費税及び地方消費税を含みません。

※ガソリン暫定税率廃止による単価変更について、廃止が確定した場合は改めて連絡します。

(4)各施設LED対応について

施設のLED化については、令和7年4月1日に送付した「蛍光灯製造終了に伴う施設のLED化対応方針について」のとおり対応をすること。

(5) 予算のシステム入力時において、「積算基礎の合計」と「予算要求額が一致しているか必ず確認すること。